

こども家庭庁入札等監視委員会
令和6年度第2回(通算第3回)
議事録概要

開催日及び場所	令和7年3月7日(金)10:00~12:00 こども家庭庁入札室
委員	委員長：石黒 徹(公認会計士) 委員：三浦 繁樹(弁護士) 委員：伊藤 耕一郎(公認会計士)
議事	令和6年度上半期の契約に係る審議

令和6年度上半期の契約に係る審議

審議対象期間	令和6年4月1日~令和6年9月30日	
対象案件の説明	<p>○対象期間における契約の全体(競争入札案件41件、不落随意案件2件)について説明。</p> <p>○審議案件抽出等の考え方について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札者が1者となった一般競争について、理由及び改善の余地がない等を確認する。 ・低入札となった案件について、理由及び履行状況等を確認する。 ・不落随契となった理由及び背景等について確認する。 <p>各案件における抽出理由については以下のとおり。</p>	
<案件1> 一般競争入札 (総合評価落札方式)	(関心事項) ・1者応札となった理由等 <本年度上半期の非政府調達の内、最も金額が高かった案件>	契約件名：こどもデータ連携実証事業の実施及び検証(令和6年度) 契約相手：株式会社野村総合研究所 契約金額：396,000,000円 契約日：令和6年5月29日 担当部局：長官官房参事官(総合政策担当)付 EBPM推進室
<案件2> 一般競争入札 (総合評価落札方式)	(関心事項) ・1者応札となった理由等 <本年度上半期の政府調達の内、最も金額が高かった案件>	契約件名：こども家庭庁こども向けホームページコンテンツ更新業務(令和6年度) 契約相手：株式会社日立製作所 契約金額：110,001,100円 契約日：令和6年5月21日 担当部局：長官官房広報室 広報・報道係
<案件3> 一般競争入札 (総合評価落札方式)	(関心事項) ・1者応札となった理由等 <本年度上半期の特別会計案件>	契約件名：子ども・子育て支援勘定業務関連システム改修(概算追加交付申請機能構築)業務委託一式 契約相手：富士テレコム株式会社 契約金額：17,325,000円 契約日：令和6年7月11日 担当部局：成育局成育環境課児童手当管理室指導係
<案件4> 一般競争入札 (総合評価落札方式)	(関心事項) ・低入札となった理由等 ・履行状況等	契約件名：「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進<科学的知見の充実・普及に向けた調査研究>「乳幼児との関わり」及び「乳幼児の遊びと体験」 契約相手：株式会社NTTデータ経営研究所 契約金額：29,260,000円(@14,630,000円×2本) 契約日：令和6年7月31日 担当部局：成育局成育基盤企画課 指針係
<案件5> 随意契約(不落随契)	(関心事項) ・不落随契となった理由等 <施設等機関案件>	契約件名：国立武蔵野学院浄化槽原水ポンプ槽修繕工事 契約相手：小山工務店 契約金額：17,930,000円 契約日：令和6年6月24日 担当部局：国立武蔵野学院庶務課 会計係
委員からの意見・質問それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	<p>○事業スキームを考える際に、再委託により実施する事ではなく、可能な限り入札を行う事を図ることで、より競争に基づいた調達となるのではないかと。</p> <p>○調達検討時に、見積書の取得事業者を幅広く徴取し、その結果を調達内容や仕様書に反映させる事で、より多くの事業者の入札参加が可能となるのではないかと。</p> <p>○低入札価格調査時に、入札不調とする等に係る判断基準を設けた方がよい。</p>	
その他記載事項		

質問（及び意見）	回答
抽出番号1：こどもデータ連携実証事業の実施及び検証（令和6年度）	
<p>・本事業は、継続して行われているのか。</p> <p>・本事業の契約方法について（応札業者と自治体及び事業者の関係性）</p> <p>・再委託先の事業についても、このような契約方法ではなく、自治体ごとに入札を行った方がよいのではないか。</p> <p><u>意見：事業のスキームを考える際に、再委託ではなく可能な限り入札を行うよう検討することで、より競争に基づいた調達となるのではないか。</u></p>	<p>・現在3年目の事業であり、1年目はデジタル庁にて事業を行っているもの。こども家庭庁は、2年目より事業を行っている。実証事業は来年度で終了する予定。</p> <p>・応札業者は各自治体が選定した事業者と再委託を締結している。応札業者は、各自治体が選定した事業者からの見積額に応札事業者の人件費等を加えた額を応札額としている。</p> <p>・ご意見について、今後の参考とさせていただきます。</p>
抽出番号2：こども家庭庁こども向けホームページコンテンツ更新業務（令和6年度）	
<p>・見積書は取得したか</p> <p>・契約金額が高いのではないか。 金額の妥当性を検証しているのか。</p> <p>・コンテンツの内容の妥当性を検証しているか。</p> <p><u>意見：調達検討の時点で見積もり取得事業者を幅広く選択し、その結果を調達内容や仕様書に反映させることで、多くの事業者が入札に参加できるようにするのではないか。</u></p>	<p>・見積書は2者から取得した。</p> <p>・契約内容には、コンテンツの更新作業だけでなく、コンテンツの文章やイラストの作成も含まれることから、額が大きくなる。 著作権料等が発生する学習漫画等の掲載については、ホームページの認知を図るという役割を終えたと考えており、今年度限りとする。 今後、行政事業レビューの対象となれば、事業の効果について検証を行い、予算要求や執行に反映させることになる。</p> <p>・コンテンツの作成にあたっては、事業者において有識者の意見を反映させている。</p>
抽出番号3：子ども・子育て支援勘定業務関連システム改修（概算追加交付申請機能構築）業務委託一式	
<p>・1者応札となった原因分析はしているか。</p> <p>・予定価格の算定にあたり見積りは取得しているのか。</p> <p>・運用保守ベンダと同じベンダが落札しているが、現行のシステム構成で他のベンダが参入する余地はあるのか。</p> <p>・法案成立時期により仕様が確定せず、入札期間が短くせざるをえなかったとのことだが、法案成立はいつか。</p>	<p>・今回の調達は入札期間が短期間であったこと、システム構築から相当の期間が経過し旧システム言語で運用しているため、参入企業が限定される可能性があることが考えられる。 入札期間については、今後適切な期間を確保する。 システムについては、令和8年度を目途に更改し、より多くのベンダが参入できるようなものとする予定。</p> <p>・2者から取得している。</p> <p>・保守運用業務では、令和4年度に現行の運用保守ベンダと別のベンダが落札しており、他のベンダの参入は可能。</p> <p>・令和6年6月上旬。本調達は現行システムに制度改正の内容を反映するものだが、改修完了期限が9月中旬であったため、7月上旬には着手しなければならないところ、法案成立までは仕様が確定できなかったため、入札期間が短期間になったもの。</p>
抽出番号4：「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進＜科学的知見の充実・普及に向けた調査研究＞「乳幼児との関わり」及び「乳幼児の遊びと体験」	
<p>・低入札価格調査の結果、入札不調となった業者は再公募時に再入札したのか。また、再公募時は何社から入札があったのか。</p> <p>・低入札となった理由をどのように考えているか。</p> <p>・低入札価格調査の結果、どのような理由から入札不調となったのか。</p> <p>・予定価格はどのような根拠をもとに設定したのか。</p> <p>・低入札価格調査時に、どのような場合にはどのような理由で入札不調とするといった明確な判断基準（メルクマール）があったのか。</p> <p><u>意見：低入札価格調査時に、入札不調とするか否かを判断するメルクマールがあった方がよい。</u></p>	<p>・再公募時には、初回の公募時に入札不調となった業者の再入札はなく、他の業者2社から入札があった。</p> <p>・低入札価格調査の過程で入札者とやり取りした際、仕様書について、発注者が求める業務内容や成果物のクオリティ等をより具体的にイメージできるものとしてほしかった旨の話があったので、本事業の内容等に関する当庁の想定と入札者の想定に乖離があったことが一つの理由と考える。</p> <p>・低入札価格調査の中で、入札者から提出された書類を確認し、対面や書面によるやり取りを重ねた結果、入札者の見積書において、発注者が仕様書で求める業務の遂行に必要な経費の計上が十分になされておらず、見積書の予定額を超える経費が発生する懸念が大きい一方、超過経費が発生した場合は費目間流用や内部留保等での対応が想定されていることなどから、入札価格は粗雑な積算根拠から安価になっていると考えられ、契約の内容に適合した履行がなされない恐れが大きいと判断し、入札不調となった。</p> <p>・既存の類似の調査研究事業の予算額を参考に、予定価格を設定した。</p> <p>・そのようなメルクマールがあったわけではないので、今回は低価格調査の過程で得られた情報を総合的に勘案した結果、入札不調となった。</p>
抽出番号5：国立武蔵野学院浄化槽原水ポンプ槽修繕工事	
<p>・予定価格はどのように決定したのか。</p> <p>・その見積もりを依頼した後の2者は応札はしなかったのか。</p> <p>・なぜ応札してもらえなかったのか。</p> <p>・予定価格と入札1回目2回目の価格に開きがあるが、不当に安い価格で業者にやらせたようなことはないのか。</p> <p>・工事の結果は満足のいくものであったか。</p>	<p>・3社に見積りを依頼し、一番価格の安かった見積りを元に作成した。</p> <p>・応札はなかった。</p> <p>・きちんと理由までは聴取していないが、内閣府の競争参加資格を持っていないという理由で今年度は見積りも断られるケースが多発した。 競争参加資格の取得が3年おきであり、こども家庭庁に所管替えになったタイミングでは申請ができなかったので入札したくてもできない状況はあったかと考えている。</p> <p>・3度目の入札の前に、小山工務店からもう一度現調をしたいとの申し出があり、管理会社にも立合いをお願いしている。当初少し離れたところにポンプ槽を建設するつもりであったが、場所を変える事で諸経費を安くし入札価格を下回った。</p> <p>・満足のいくものであった。</p>

※委員からの意見については該当がある場合のみ記載することとする。